

〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例(例)

(平成 24 年 11 月 2 日役員会決定)

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、〇〇(都道府)県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(以下「会派」という。)及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 2 条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等(都道府)県政の課題及び(都道府)県民の意思を把握し、(都道府)県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第 1 に、議員にあつては別表第 2 に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第 3 条 政務活動費は、会派(所属議員が一人の場合を含む。)及び議員の職にある者に対し交付する。

(会派に係る政務活動費)

第 4 条 会派に係る政務活動費は、月額〇〇円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があつた場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務活動費)

第 5 条 議員に係る政務活動費は、月額〇〇円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解

散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第6条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定める様式により会派異動届を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第7条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度4月〇日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

四半期交付の場合

(政務活動費の請求及び交付)

第9条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の〇日(その日が県の休日に当たるときはその翌日)までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、あらたに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務活動費を当該会派又は当該当選議員に対し、交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分から調整する。

- 5 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。
- 6 議員は、一四半期の途中で辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

毎月交付の場合

(政務活動費の請求及び交付)

- 第9条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎月〇日(その日が県の休日に当たるときはその翌日)までに、別に定める様式により、当該月分の政務活動費を請求するものとする。
- 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(収支報告書)

- 第10条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別記様式により年度終了日の翌日から起算して〇日以内に議長に提出しなければならない。
- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記様式により消滅した日の翌日から起算して〇日以内に議長に提出しなければならない。
 - 3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記様式により議員でなくなった日の翌日から起算して〇日以内に議長に提出しなければならない。
 - 4 前3項の収支報告書を提出するときは、(各議会の定めるところにより)政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類又はその写しを併せて提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

- 第11条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

- 第12条 第10条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長におい

て、提出すべき期間の末日の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

- 一 (都道府)県内に住所を有する者
- 二 (都道府)県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

【参考】情報公開条例において「何人」にも公開請求を認めている場合において、本条例においても規定の整合性を図る場合の例

(収支報告書の保存及び閲覧)

第12条 第10条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第13条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

【改正の場合】

(附 則)

この条例は平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この条例は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 この条例による改正前の〇〇(都道府)県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第5条の規定による会派の届出は、この条例施行の日においてこの条例による改正後の〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。

【新規制定の場合】

(附 則)

- 1 この条例は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 〇〇(都道府)県政務調査費の交付に関する条例(平成〇〇年条例第〇号)は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の〇〇(都道府)県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第5条の規定による会派の届出は、この条例施行の日においてこの条例による改正後の〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。

附則の参考例 《政務活動費の交付に関する条例(例)の適用の例外規定》

【改正の場合】

(附 則)

この条例は平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この条例は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 この条例による改正後の〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の〇〇(都道府)県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第5条の規定による会派の届出は、この条例施行の日において新条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。

【新規制定の場合】

(附 則)

- 1 この条例は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

- 2 ○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例（平成○○年条例第○号）は、廃止する。
- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第5条の規定による会派の届出は、この条例施行の日においてこの条例による改正後の○○(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。

別表第1 会派に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う(都道府)県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う(都道府)県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2 議員に交付する政務活動に要する経費 (第2条関係)

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う(都道府)県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	議員が行う(都道府)県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別 記

(第 10 条第 1 項、第 2 項関係)

年 月 日

〇〇(都道府)県議会議長

殿

会 派 名
代表者名

印

〇〇年度政務活動費に係る収支報告について

〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第 10 条第 1 項(第 2 項)に基づき、別紙のとおり〇〇年度政務活動費収支報告書を提出します。

〇〇年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入
政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位: 円)

経 費	支出額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余
_____ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(第 10 条第 1 項、第 3 項関係)

年 月 日

〇〇(都道府)県議会議長

殿

氏 名 印

〇〇年度政務活動費に係る収支報告について

〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第 10 条第 1 項(第 3 項)に基づき、別紙のとおり〇〇年度政務活動費収支報告書を提出します。

〇〇年度政務活動費収支報告書

氏 名

1 収 入
政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位: 円)

経 費	支出額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余
_____ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する規程(例)

(平成24年11月2日役員会決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例(平成〇〇年〇〇県(都道府)条例第〇〇号。以下「条例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し必要な細則を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第6条に定める会派結成届等の様式は、別記様式第1号、第2号及び第3号によるものとする。

(会派及び議員の通知)

第3条 条例第7条に定める様式は、別記様式第4号によるものとする。

(政務活動費の請求)

第4条 条例第9条第1項に定める様式は、別記様式第5号及び第6号によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第10条の規定により提出された収支報告書の写しを、別記様式第7号により知事に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第6条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

第7条 条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して〇日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

【改正の場合】

(附 則)

この規程は平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

【新規制定の場合】

(附 則)

- 1 この規程は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する規程(平成〇〇年議会規程第〇号)は廃止する。

別 記

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

〇〇(都道府)県議会議長

殿

会派名
代表者



会 派 結 成 届

〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

年 月 日

〇〇(都道府)県議会議長
殿

会派名
代表者

印

会 派 異 動 届

〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動年月日
- 2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費 経理責任者の 氏名		
所属議員数		
異動のあった 所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員氏名)

年 月 日

〇〇(都道府)県議会議長
殿

会派名
代表者



会 派 解 散 届

〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

年 月 日

〇〇(都道府)県知事
殿

〇〇(都道府)県議会議長

氏 名 印

政務活動費の交付を受けようとする
会派及び議員について

〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、
政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり
通知します。

記

- (1) 会派について
別紙会派結成(異動、解散)届のとおり。
- (2) 議員について
別紙議員名簿のとおり。

年 月 日

〇〇(都道府)県知事
殿

会派名
代表者



〇〇年度政務活動費請求書

〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

- 1 金 円
但し、 年 月分～ 年 月分(所属議員数 名)
(年 月分(所属議員数 名))
- 2 所属議員氏名 別添名簿のとおり

年 月 日

〇〇(都道府)県知事
殿

氏 名 ㊟

〇〇年度政務活動費請求書

〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

1 金 円
但し、 年 月分～ 年 月分
(年 月分)

年 月 日

〇〇(都道府)県知事
殿

〇〇(都道府)県議会議長

氏 名 印

政務活動費収支報告書(写)の送付について

〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する規程第5条の規定により、
〇〇年度政務活動費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。